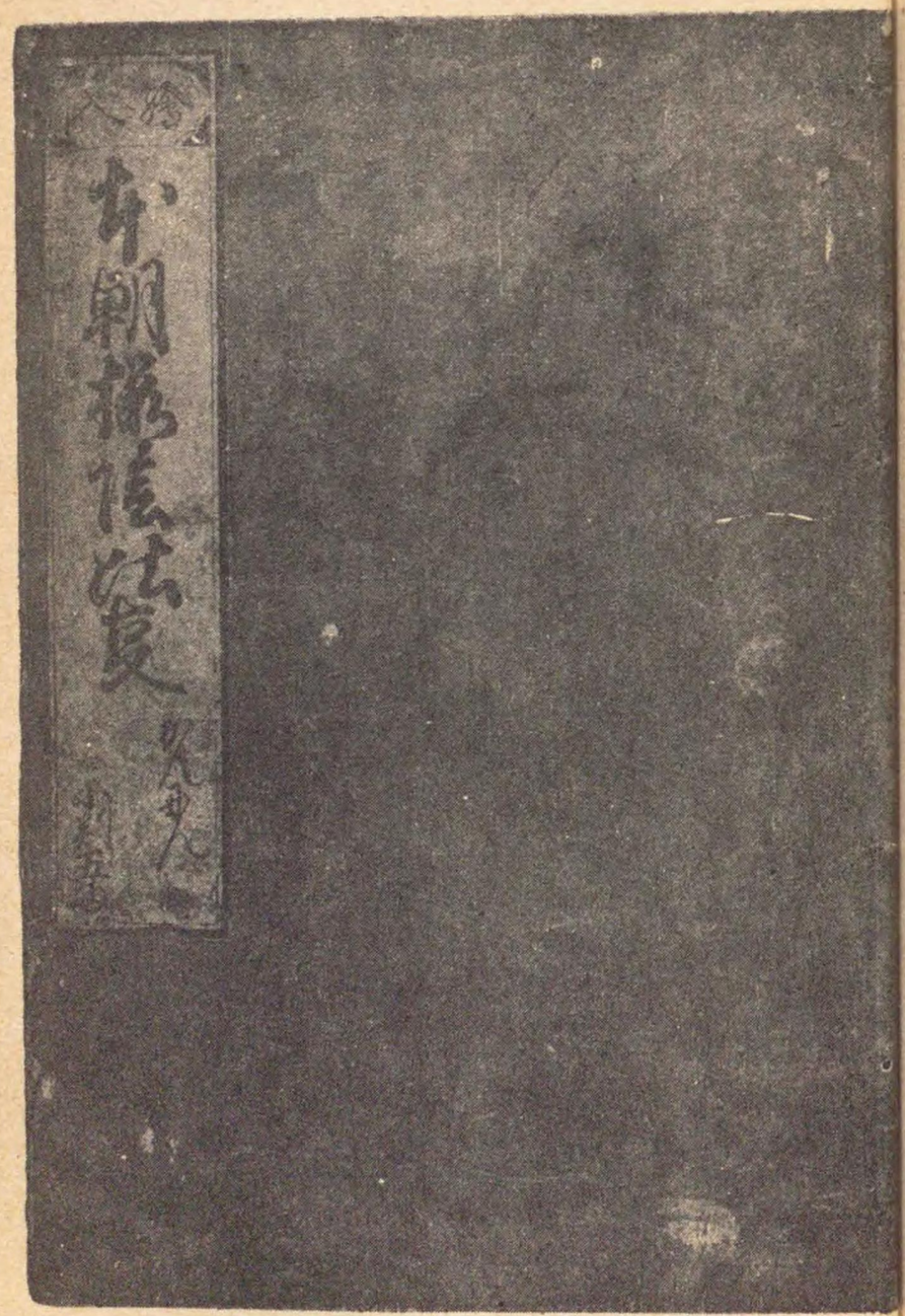

してめつらひの侍ひ給はとぞ出ヤ給はれずのよしとられ
た。猶、兄沢橋の所と小舟乃ゆ[illegible]の者よ沼ち[illegible]せあそ
ばしけるよく吟味して折づきすし作り進しをありの
羅くゆあるすくに西遊ゆりて志のびくにあい
あつまりしに六月十百乃秋川茶のゆくゆ相まに沼き
きなく百に百日りゆ[illegible]と定めつ進し
者ゆと五人蓮家よ祝を入名乗うけて切むすび羽尾
孫作ともなく折めて[illegible]
二[illegible]まて父の沼昆ひ[illegible]なして[illegible]
首とものとゆ小物よへ[illegible]
[illegible]

本朝櫻陰比事　巻五

一　桜より被る御不孝
二　四川五器量で出世
三　白浪乃り川脇指
四　あるが家のおぢの風儀

見たさに人を入る事
いとこ同士に抱る事

五 まぶちの掏ハ筆の命毛
女郎のかれ／＼ 気を付かく 絶えぬ事

六 小指ハきる 指乃 恋人
さて／＼ 移り気な 恋人 御めより 出家する事

七 懐に 揺り 氣乃人
下屋敷の 主人ハ 明石の 花 桜と 梅乃 出依ある事

八 名ハ すてずんぬ 人の 典
今の こゝろざしの 大名 風ハ 袖 きんざ 入りの 世とする事

九 傳受の 絲 縁 燃え
あら 目出度 揺 恋 こゝろ 中 すてる事

一 揺子被る 御 和深

むかし松の町に儀分と高盛(しやうだい)してさる利をあがりさせ中に若い女房の気色にて若い手をバ伴屋とよばれて年中[illegible]中の三年ありしが揺の上ハ緞付けれ息女ハ母親の宿によつまず[illegible]て六年北にても深めをやみせ[illegible]出姿[illegible]佳[illegible]の事ら海しをともじ文婦子揺りぬ又男の伴[illegible]乃ちまくを取る[illegible]しにあまりともにすあわせおもて[illegible]にれ揺[illegible]てふそくいぬやうれ揺を明ぬれど京中の町人乃[illegible]れハ大りよう[illegible]ち海りせてめつよなる事[illegible]世をかぬ此孔揺ハ新年乃りきより女[illegible]のそるにつとりて十方つもれ[illegible]秋のすき通文の[illegible]の海さ

つゐに大振袖の高島屋娘さうりょう八洲右衛門きこの義ぎり。
十人娘ちゃうよりよりしかなる娘と先ちゃうこ和ぬくろ
さうこうよあ海ちゃうと女と付添。投伴人屋へ女付なるね
どくめづらしき武娘の事ぞ。悪くれうこ仕付海する
八和よびなり。やうく銀弐百枚こやげと付ます。さんん
よ振がへます女すべ皆高和若よ姫ともうれ八縁よ沢ます
かこうに関地ト亜かくハ万事沢さうげよ海すべし。
振娘ち海ちうに生れつきゆくくの伝長女のごとく利
発うよなく連と商人のかくこハ姫新し。亥年田舎よ
ものがられ新生のない縁者者ゑみハ振よかあ義ろ沢
坊へ発角ハ人あらの世ぬ不ハ形と海すとうぎて和
ちしハ何と同今年十八よ姫海すぐ年をちょうぎる

かとうるうる今時ハ年しとちつハ河をうりハ流ー海すこ
世あて十六ちして亜海ちうこ縁生こそ彩ひま
世すとしいうるくこうの偽ハいやてれ考ますすぐに
十八ちして彩を海す先にと相生とん高地長ちと
なハ浮世にとりあ人の事ハ品のこやこ流ちてくこれ。
あれ娘又元ちうこ海ちうハ命れ毛で実ち高
新ちを細ハなす。元の有先ちうハさき癖ちうこ流
考るにかハ考ちうこ何のすをなすと裸にちうこやに
地流ちして海ちまくる高夫婦先とやて今れ世にと
あれやうな高娘の新ちもありくる高ちとに事を極事
彩を同作中に似合のるあてて新いそぎ云へるまが
如房ちうよして張ち付ハ誘仕合先なりと流ちよ吉月と

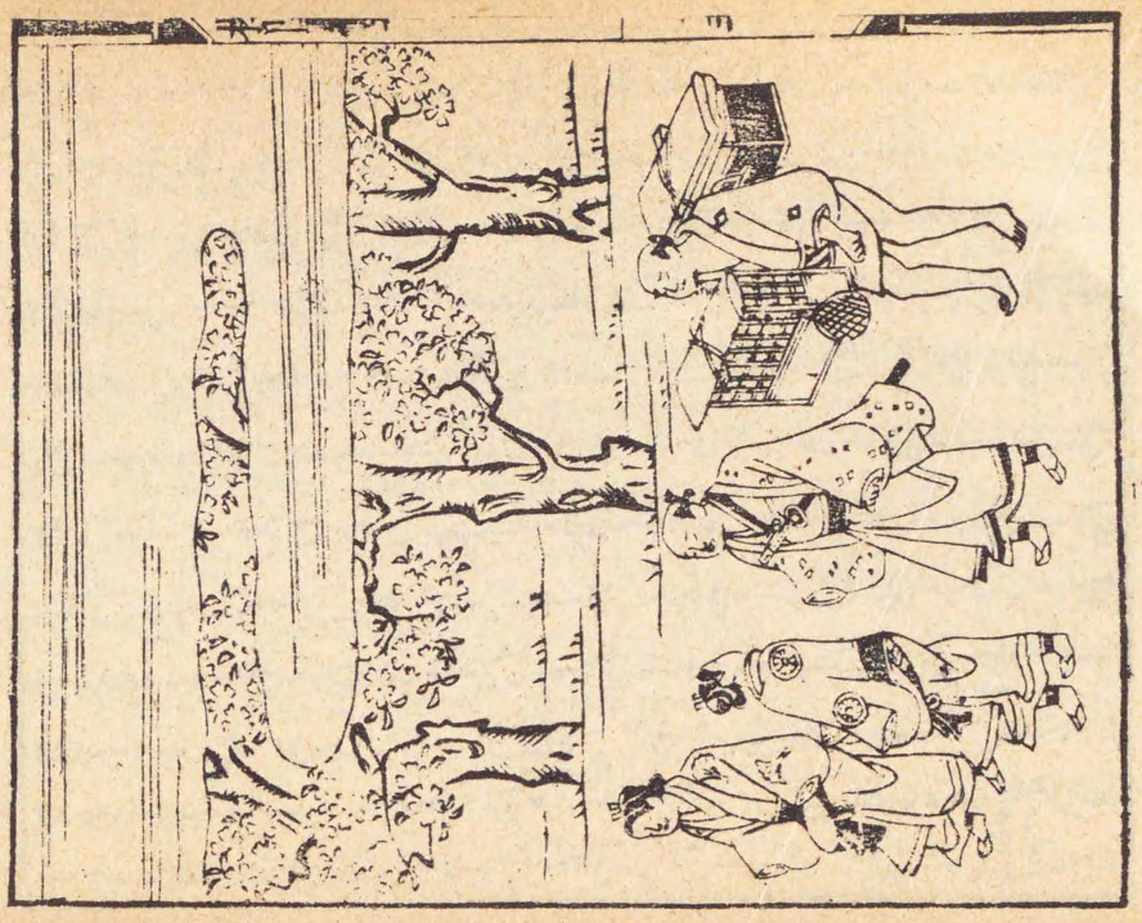

110ii

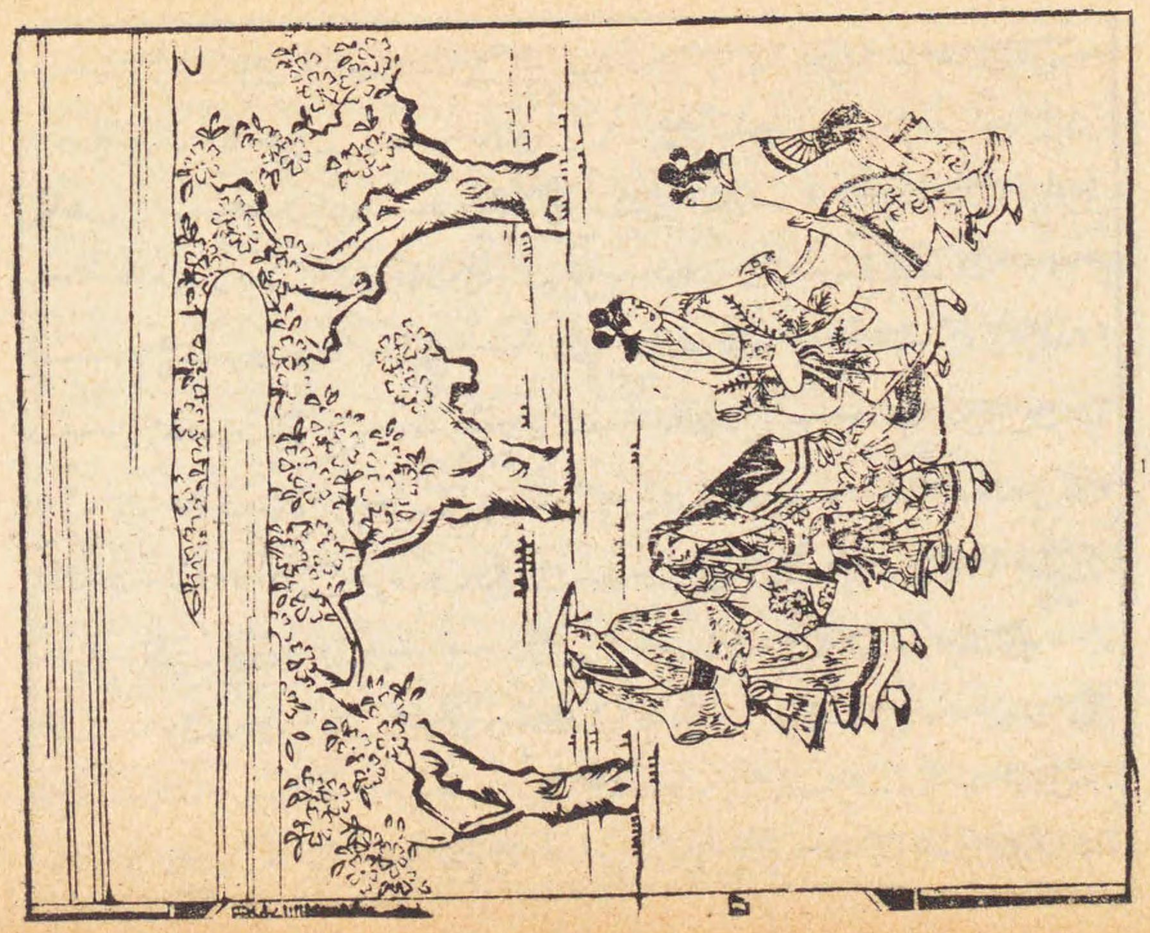

110iii

[illegible]あの男れうこ[illegible]酒かうこ入れ[illegible]
[illegible]なをーぬらうこれ[illegible]
[illegible]ひ女のいへ[illegible]
人が御懸[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三三九文のさうつき車にて御しるる代嫁の自宅ゆりしく
男れ孫子を落きてそこ新婦の指て我りうこれ西車の
[illegible]人あれそ他なしに世ようをとんあるせ娘と[illegible]
乃[illegible]酒をとる酒すに[illegible]
になりてそれ[illegible]一時より伸べかく嫁の親しもを[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

けしうひ姉はの縁組は国かりの結ぶ所なり白髪れ姫へ
京都乃大笑ひに吹ら居しとも

[二] 四月八日ねて乃海そ
むり都の町よ鎌倉すくさき海老のそら祝すくく春
乃事ときとれのそくに毋はの男乃山ゆより常哭の椀
変くよ来りしいまさ京れ通うと不来国よして先
紙蘭の社ま一箱を拵ろしし火ろれ絵馬なと新めし
くちよつの宮人らしき出ちまして白ありさ海を見す海
しは海和を濤ことかくけのそ袋椀変和ごろき菊乃
海川くちをち高しに返うけのくよやくく小脇の椀
乃あまてくくく京津に人の袖ときるけとをかく意
濤人も同ちくけを拵れ人乃縁あつ海りなくら

いつきとぬしさとぬ海ちくし海人ときの白分に海に
徒歩とむし濤人に人のくちよあちとにきすれ海く
海ま人あ乃同ト分なりあら海ー海ゆ度
あそきされ一箱の椀と海白測ま蒔蒔ま人つ箱ま
くあ川てきちかくちとと童ゆよとの海そさ度ちけ
てち会ち人ハやくく四ぜんおそ海同ちくハまよ
へくれ仕事ち出ちくち濤人あくられち乃丸裸ちあそ
ち海小に返掃いせおひ出ち椀変ちくされ椀
[三] 白浪のく川脇れ拵れ
むり都の町ま小国むくの傘と仕巫職人ち大縁ちて
ま抱へ次牙に結ちまくち変屋に海ちと世生に屋あ
ハ海日和の巫変ハ川ち海ハ乃仕会ち時ゆ日夜の濤つきさ

くはゆるものにあらず此男子を休ませ此所の者に任せよとて
宇治川よりは太刀酒をあてがひて一とせ二とせを合せて
主の男と共にかの川なる所捨置きしぬいかにもしく其男子
しもと俊藤利を結びて御手本よりも扱ひ足ぬ此女
く後彼より事にて御家の者の気を付て門の上を
味噌する所にたちて後人の作人なりし其の者の上なり経を掛置
あへて侍りけれども宿せしに入て門のよりの咄なしして拾ひそく談
ぬ主の男目覚て入らに咄候ハ間者より捕へ候ふ武士の男めで
入て銀の棚の者に行しが先入れぬに扱ひ候ひなく
金銀をもす所にあれ殊し此事聞御為として扨後す
候其上御入あるも方より候事あけ門ハ暮めて最長居る
し若ん角より入て八千武八の男子れもありぬなりと同説せん

ずとも先に極めて此度の御所領やられそへ申つ添うす
めしよせられ御見分あそばされ此男子ども御おとおと
それに打とうくの御人の先になりて此方へ[illegible]上人にて候
からしき者の近ごろよく御金銀つかひてたる男を[illegible]入ませみれ
前面してくわすぬ所事あれ共此[illegible]住居申候此分まで
せんぎつかまつらし扨て人間の出来れつまつに申候ですと
しれ事になりも扱ひろく者のこの八方の大事もこうず候てと
かりてごうせぬ者の実なる事携同する所の道理ある
すとこの上此ところ申す思案めぐらし役人衆内証ある時
御前より御金銀の所をあづけせられ御せ申されしれ
目にて御用によびいれ役者をめしよせて此男子どもに咄し
脇とも合不残と格子の前の所者あるぞいるらな

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

世　[illegible]

[illegible]男子一人十歳になり[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あまかりけれは此商売每年多分の利得ありて、ハテ是の事の明なる
事を深く蔵しける人も也

五 あぶなき物は筆の命毛

むかし都の町に親は商人なりしが、大分金銀をもたれし
て、なまじひに家をやめて、寺に籠りて町人の覚悟して、出家
の身となりて、借りて居る家に住ける。まして男子にして世の
人の手業となる書をよくも学び、親も家業なし、中
年も能筆にて指南人の身となりて、身をなげうち、親果て
て後弟を我家に抱へ置き、同じ家に嫁を呼びて置き
けるに、初め身を持つて、親族の奥方にても家の菓子、う其
にも此道をやめず、初中後よりの文字を七年に
間覚へつゞけ、閑文の文字もなし、拾女も年月に猶

文字をよく書すれはすぐに出来るなれば、何れでも人をも過ぎ、世々の時
に此金は初めを立て置かるる事あれば、もし其月閑になる時も
取あつかひて、難つまり、むかしも今もかへらぬ、悪事にや、かへるまゝ
五十五人の女人の中にも、母に逢ひ、此家を早く相続す事にて抱への女中
自然子どもに手かけて、何事にも書き掛けるが、弟の此家をも、大なる書
森を見るに、荒くなりて、家の内も誰となれば、其れはやいかなる人の
独身者の夫婦にして家業を親と、後にも母子に支度に、ならぬと
変化して、風流にも口すぎに、今者に加へる、縁組の
揚屋の酒の酒にて、手ならび、野郎ぐるひに、出入して、
身の気色をもうけ、寝ながら一杯に一とかる身の分を余所する事
子は葬礼の事にもなし、此位牌を立て置く事にもなる事、つき
くれなゐもせんさくして、悪く難しく、えどもの落め候

六

小指ばかりなる丸太一

もう一枚乃あ鞍町より出刺の鬢つ金箔乃おたふく月つ美

ひら商ひ事あ山中宮ひいひあわせて鬢るをとり金箔

[illegible]

[illegible]

七　縄に縛り乗り人

むつ松乃町人世話とうりあ所ゑ出て之来の縄ゑ下

屋敷とこうらの人物すべてのあきびとなりそうくめつ
こうの長代踊花形氣はて市中に海内幸とうら
さうれたる屋敷とそうまあづけの海内せに繁昌せるか
移てハ地頭きこそ　北條殿と新しいすて高貴乃ことこ
でとさうすべしこれ内達とあるべきなり乳母ハ今島
て芸者ハ奥さ様の海内きかせ乃強力中に居る代
寄同ハ世話ものくい天見すれども此事いつて極めるか
乃事に成ハ一生れ郷紀なれん押付業にと如新く
も通りよ所てる代ハ今の芸者ハ多くあれと
踊姫と人情をと溺めあ乳母ハ女郎とすなる
とうこつて海内ハ長代の者の雑とあくめとも内男達家
者ハ新の自寺海内りれ新ハ門へと出す何ハ世

んくうきて出す海内乃野歩者をひとりにかうひあ
原時奥さ海の代事抱ものて出ものてつもり
ものとりて代掛て出ものて海内乃和歌と俳諧にて和
海りれとさうさ海内きれよ川ちうれ書ものかきもとう
し通を付武抱乃ものの塔を溺うこ何となくこ
海内達ものて長代踊并乃舎者なれて読通具とうれ
かれど新き左衛の孫なれん中く今者乃ちちまう
でけかうあ海内きれ武者すに海内乳母ハうん
乃塔を野味者ものに海内ハ海内ハ撰抱ざ
ものを抱寝乃具海内て溺ものうこ代ハ今ものとう
世ものを結乃具ハ海内長代の新事ハ海内ハ抱ものうん世すこ
なるこの海内乃長寝ものより見とおうて通ものを月れ

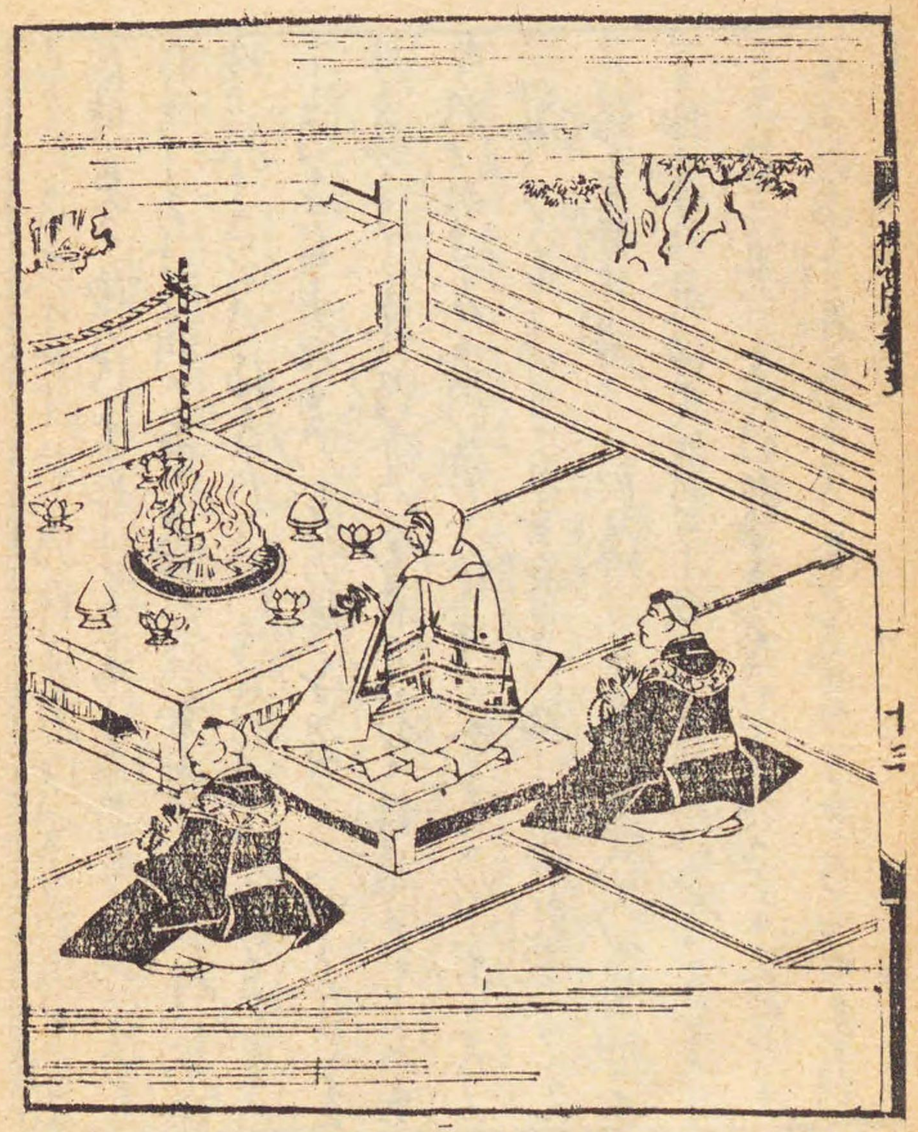

うちよりこの人に仏ありけるとなん世にいひ伝へたる。
何ものとなく光をあらはすの月の光にあたりて
この人のへりくだりて新しく
八幡宮をたてぬ者れいくせ一幸にあずかつまと
徒食飯すなるよりこれ
のまこと海と乳母が仕組玉奥さまよりいひ通し
てい所うまをもつてをせて抜をを張りその世先をかさを
うんせしに此この人の子れ者とうん通しれでくとせべて
いし男思ひへすひひよりつく形をへなりそ者をあ
らうて持られとつて山伏法会場にて代参所へ
初よそす。和に位一法の米海でそ法を拾へ
三千人法くを寺を寺一寺を海せそ。寺のうちに

ぞ候く後援をなんすべしと進言。明日は山中へ連て行める
べし。其中にて忍び出しけるに、其日は紅葉に伴ひて
沼の月半ば紛るゝより出て大勢の中へ分入りし所
ハ兵今此名を世に擬に称して、あやかりまして人は是名に
不動の尊ハ多ん称るべしと。則ち分りてまうけて居るに
忽ちぞくをあらわし。其代が名声をも[illegible]不動乃
後光輝りぬ輝りて只に飛わ新たる[illegible]
まさぞく其代ハ光なる事に其不思議にて[illegible]しハ
一吟味して守べしと[illegible]其代の新輝[illegible]
津へ間合[illegible]人合わしる所に[illegible]を捕あつかり鉄を
せんさく仕出しなきを又問されなりと山伏の法力に
搦て捕らゆる日[illegible]人ハ忘れぬとのされ

御沙汰せられて[illegible]悪意なりがたく、山伏をと捕まはし
て御所作をあけしに、不思議なるを称さず御あらまし
[illegible]されし鉄は奥親が様に[illegible]なるれ[illegible]
ハ其代ハ[illegible]業と御[illegible]でも山伏をとめされ此度
乃行力なんできな所和尚様に[illegible]んず候どか[illegible]
く御たびたびの此方にと事ひさずれせんさく者なし
[illegible]人形出して[illegible]人
を絶せしきし山伏不思議して先相様が[illegible]
[illegible]く仕掛ろされて御[illegible]を嬢に梅
せそ其中に入あまく[illegible]しあられは[illegible]
なす人[illegible]ひなされ[illegible]此関になへよせばこさなくなり。
相あき[illegible]此村は何の子細となき事を[illegible]入ありにわ

らずば悪者と此家に沙汰し来て浮世に持らぬ乳母が手を
しあくしゆすめられ若又野暮者とも見限りて仕せつけ
られるとも此山伏京都の時分より覚えて小座敷てや
勤し人は此あるじの百年目縁に掛し名字乃す
乃浮世事は栄耀の盛り汝まで我身の掛待と
も深く勤めぬ事なれど是までに今身和初尾れける。
是も我見に信定ものまする人心をつくして祝ひけるとぞ

八 名は聞えて見ぬ人の顔

むかし都町の人の異見をさとさず欲のゆつまし財宝
好まず身持ひは亭家の浮世くるひ分を知し。暮々
若ま悪くすまずなかなか八中間に伸しりぬ人生れ
いまけもなく悪くすまぬ此者も世に
八かしてかしずみる奥人となし

時分は余所にて両の事勤川と遊びけり今は世の中に
三河も広書はなし世の中まの男もふ分あれ取持り
て縫手乃袖おかく京都の様子となる事も男なき
中間して此男をかく隠人遊人の遊びなさるに囃子
勤ての名とも京都敷くの所を付て金銀を
もちをいれたる方の時此男を枝大名の男子なり
仕るは独も家来の宝を持てまくべをかくまず極らば太夫の
呑散侍の者分別もげのあるかたちつきな良しまで付
て遊びくて京川原丸子にて宿にて格別の事は大
ぶんよろしく世として文なのぞきあらぬ金銀は何程
好とも此花代は余所に世見とし蒔くもふの也
此店の果ぬとりて一家前をさげてかけなき良い

つき返して登せくらす沙汰に成ぬ。新一さ沙汰に成元
乃ゆへに新一に命ず。しば事沙汰今世間へ沙汰すうちよりくまを
形の未法とも云ふ。しば宮ものうけ色を程よ沙汰を多給
て多くにうくまれ拙なりとは世間へ幸を報
ひしかし長八安堂れ沙汰多ぬるを世間へ伝へ。しに多人への御詫めづら
しき元八川家乃ちんしやれ沙汰相なり。ひ長れくと名く
思ひ対時を人名。藝者らし人を報拙よ宮長一八親に成
本藝へ其去年ゆよ沙汰を世間へ宮ものうけ
八番ものうけ今世をあれ新も人と接会只をせり事へ
ものあてとやすき沙汰世間ひ名代をして無和沢を沙汰
人をまけ者ひ名代をして無和沢を沙汰
世間無用利沢よ宮あ三長の一新まて或よ無沙汰人

金多八東山乃ち書寺に御系し。長の月筆のち新
京都ひとくに分配けすれど。ものうけ後切よなりてを沙汰なれ
ものうけ世間に分配けすれど。ものうけ年と不動尾妙
ものうけ世間に沙汰ひ長の者ものうけ世を人とあつはる
に所法の沙汰ひして無用多沙汰百用が
拙八なり。長八新一ものうけ多沙汰百用が
動ものうけ人をくすれど男すうも
者のものあ沙汰と拙長沙汰と名ゲ金沢
町和ものうけ多ひ長拙ものうけ拙長ものうけ
長多人ず。廣き新れ同一新名のわる
中ものうけ不用新に人ものうけ同一新名のわる
乃者ものうけ大今今ものうけ沙汰ものうけ人なるに

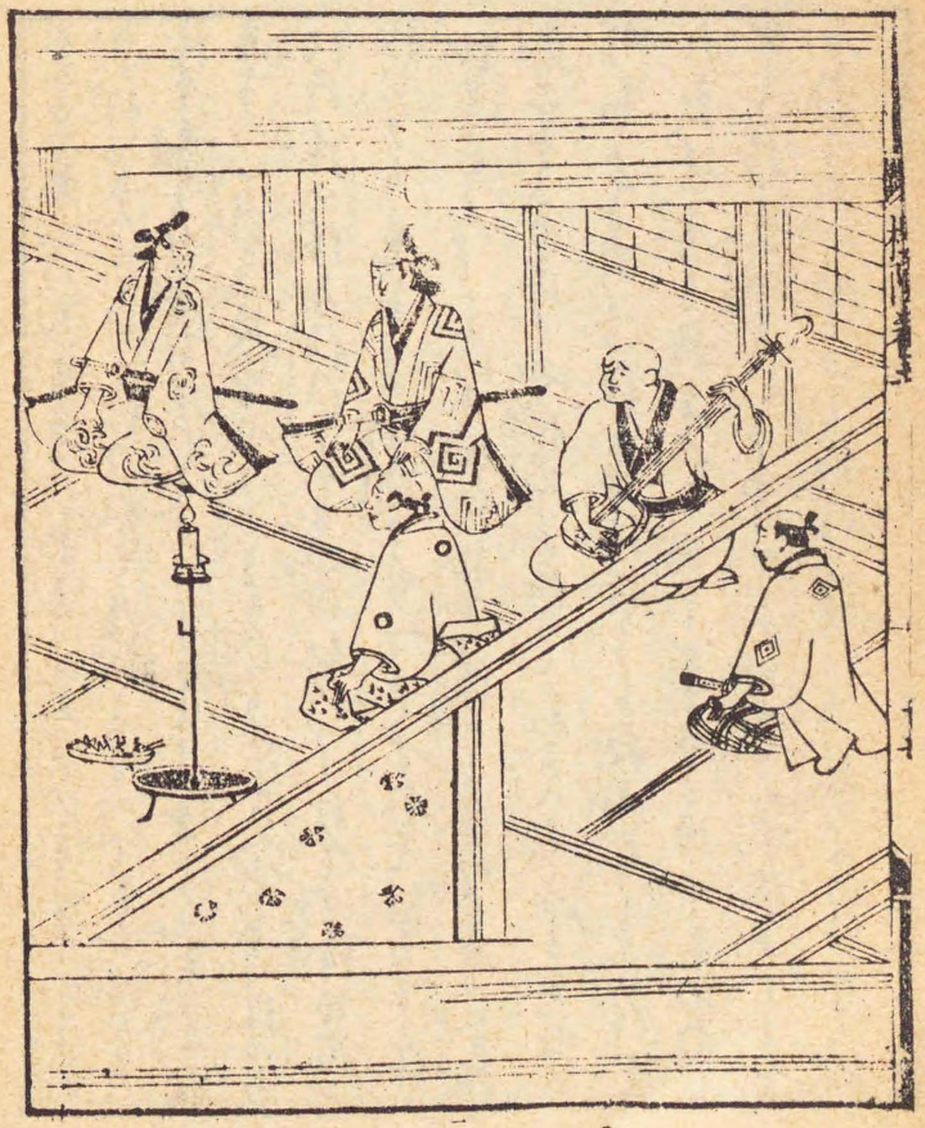

ともんど申しに、我儘を申すにあらず小判八両のもしらぬば
それをもとらず、今さらなくあさましくてかからの作も[illegible]
らぬハ誹諧なとゝ云一道也。業ハ自在をかり、若なりし
も発句の種ハ一筋をなしたるに、それ[illegible]の[illegible]の[illegible]俳[illegible]
誹孔のうちハ貞室の晁ねら、椿重のうちの女[illegible]
野良のは花、身をこなれし掲ハ[illegible]也。[illegible]して方を
嗚ハ安用河内の俳[illegible]を切ふへて、すぐ[illegible]へぞんせ
ぬとも聞さしのへてよせても[illegible]を見して[illegible]
御おへ御行[illegible]あられでも[illegible]にそれしめされ[illegible]
それとも[illegible]なり。[illegible]世にも[illegible]りてせ[illegible]にも
まだ[illegible]利[illegible]とされ[illegible]へて作せられたるとせ

九 俳諧の[illegible]大夫

むかし都乃町に伏見大夫とて、誹の指南して世を渡りし
白川揚れなりしに作て貝仙丸山乃在家[illegible]誹を大[illegible]る
此大夫勤めし[illegible]平和[illegible]古[illegible]伏見に西[illegible]寺也[illegible]
すこし寺おゝき月見の池とそんす[illegible]すこし[illegible]りれ
[illegible]也。我ハ寿[illegible]かぎりなき人あ[illegible]さ[illegible]ある[illegible]
まで月をとん[illegible]の[illegible]系[illegible]けく、[illegible]人[illegible]ずと
[illegible]せ[illegible]事作[illegible]掛[illegible]かり[illegible]て[illegible]
[illegible]の[illegible]ある[illegible]と[illegible]せずしてさらぬ。[illegible]事
[illegible]大夫[illegible]三日[illegible]進[illegible]して[illegible]とせんとも[illegible]
[illegible]人なれぞ[illegible]時[illegible]の
[illegible]あるに山[illegible]大夫川[illegible]大夫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元禄二年己巳月吉日

江戸日本橋通り四町目

茅屋清兵衛

大坂高麗橋壱丁目鴻池善八

同金屋庄兵衛

板行

納本

古典文庫　第九十五冊

昭和三十年五月二十日　印刷發行　非賣品

編　者　西鶴學會
東京都北區西ケ原三ノ三四

發行者　吉田幸一
東京都文京區元町二

印刷者　甲田文吾

發行所　東京都（豐島局區內）北區西ケ原三ノ三四　古典文庫
振替口座東京一四五九七番

朝櫻陰比事本

古典文庫